学校法人 大津文化学園 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、 次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和4年10月16日~令和9年10月15日までの5年間
- 2. 内容

目標1:男性の子育て目的の休暇の取得促進をする。

<対策>

- 令和4年12月~ 入学式・卒業式以外の休暇取得促進の検討開始
- 令和5年 4月~ 職員への周知

目標2: 年次有給休暇の取得のための措置の実施

<対策>

- 令和4年12月~ 年次有給休暇目標取得率の設定
- 令和5年 4月~ 職員への周知

目標3:令和5年9月までに、子の看護休暇制度を拡充する(子の対象年齢の拡大、 育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」(就業時間 の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること)で 取得できる制度など)。

<対策>

- 令和4年12月~ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年 4月~ 制度の導入、職員への周知